

教育委員会会議録

(定例会)

令和4年7月21日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|----------|---|---|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和4年7月21日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時15分 | |
| 4 | 出席委員 | | 教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員 委員 | 細田眞由美 大谷幸男 石田有世 野上武利 武田ちあき 武川行秀 |
| 5 | 議場に出席した者 | | 副教育長 管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 管理部参事兼教育総務課長 学校教育部参事兼教職員人事課長 教職員給与課長 特別支援教育室長 健康教育課長 教育研究所長 文化財保護課長 ひまわり特別支援学校長 さくら草特別支援学校長 | 小田嶋 哲 栗原 章 浩 千葉 裕 山浦 麻 紀 高木 泰 博 田中 一 秀 木村 哲 也 長谷場 明 博 宮野 充 深津 健太郎 柴田 崇 内河 水穂子 入澤 真理香 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 武田 ちあき | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 傍聴希望者2名おります。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは傍聴を許可します。
本日の会議録の署名は、武田委員にお願いいたします。
本日は、武川委員が就任されまして、初めての教育委員会会議になりますので、武川委員から一言ご挨拶をいただきたく存じます
- 武川委員 武川行秀と申します。
これまで教育委員になると思っておりませんでしたので、門外漢となっておりまして、何を、どのように考え、どのように参加していくのかということは無理矢理考えず、少しずつ、様々なかたちで考えをまとめて皆様に御一緒させていただければ嬉しく思います。
どうぞよろしくをお願いいたします。
- 細田教育長 ありがとうございます。
武川委員。よろしくをお願いいたします。
- 細田教育長 それでは議事を進めさせていただきます。
本日の会議に、議案第45号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。
本日の議案については、議案第40号については議会に関する案件、報告第8号、議案第41号、第42号、第45号については人事に関する案件、報告第9号は国から公表時期に関して要請があり、市情報公開条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 (異議なし。)

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第8号、第9号、議案第40号から第42号、第45号は非公開といたします。

会議の順番ですが、議案第43号、44号、続いて議案第40号から42号と続き、報告第8号、議案第45号、報告第9号の順番で審議することといたします。

なお、本日の議案のうち、報告第8号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。

議案第43号 さいたま市指定文化財の名称変更について

細田教育長

それでは、議案第43号について事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長

議案第43号「さいたま市指定文化財の名称変更について」を御説明させていただきます。

議案書は11ページから12ページでございます。

本議案は、さいたま市指定文化財「浦和宿石橋と供養仏」につきまして、名称を「与野川越道石橋並道普請供養塔」に変更するものでございます。

13ページから15ページに資料がございます。「浦和宿石橋と供養仏」につきまして、現状調査を行った結果、指定名称にある石橋、供養仏が存在しないことから誤解を招く可能性が懸念されております。

また、当初指定時には、かつて浦和宿中山道に存在した石橋に関連する文化財であると認識されておりましたが、実際には浦和宿の石橋との関連は認められず、名称に浦和宿を冠することは適当でないことが判明しました。しかしながら、同文化財には与野川越道へつながる道の整備を行った際の記念碑、道標としての石碑があることから、江戸時代の主要都市間道路に関わる資料として貴重であると判断しております。よって、指定名称を実態に即した形に見直し、「与野川越道石橋並道普請供養塔」に変更するものでございます。市の文化財保護審議会の歴史資料及び史跡資料の専門委員にも調査いただいた上で、さいたま市文化財保護審議会に諮問いたしまして、指定名称を変更すべき旨の答申をいただいております。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いたします。

細田教育長 何かありますか。

石田委員 この文化財のある場所を詳しくお教えいただけますか。

文化財保護課長 場所につきましては14ページになります。北浦和駅西口、国道17号、中山道沿いにある三角州にあるものとなります。

大谷委員 新しい名称が読みづらく、もう一度お読みいただいてもよいか。

文化財保護課長 よのかわごえみちいしばしならびにみちぶしんくようとう
与野川越道石橋並道普請供養塔でございます。

細田教育長 他に何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第43号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第44号 令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

細田教育長 それでは再開します。議案第44号について事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長 議案第44号「令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御説明いたします。

議案書は16、17ページを御覧ください。

はじめに、特別支援学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作教科書、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成する場合に活用する、学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書については、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択することになり、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校においては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会において、学校の特色や児童生徒の実態に即しながら、綿密な調査・研究を実施し、令和5年度に使用を希望する教科用図書を選定しました。

次に、資料について御説明いたします。2種類御用意させていただきました。

まず、資料1「令和5年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御覧ください。採択して頂くための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順に綴じてございます。学校ごとに、2ページと18ページに選定方針を示しました。続いて教科用図書一覧表、次に、それぞれの教科用図書の選定理由書を示しております。

続いて、資料2についてですが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省及び教育委員会からの通知をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明を致します。説明の順番については、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

細田教育長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支援学校長

お手元の資料1の2ページを御覧ください。

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和5年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知（令和4年6月10日付）を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させて頂いた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知（令和4年6月10日付）に基づき、慎重な選定作業を進めました。

「1 特別支援学校学習指導要領及びさいたま市特別支援学校教育課程編成要領の趣旨を踏まえていること。」「2 本校の学校教育目標『かがやく子 ～今も未来も～ 明るい子 元気な子 学ぶ

子』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。」、「3 市教育委員会通知「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。」、「4 高等部教科用図書は、全て学校教育法附則第9条の規定に基づく、小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」、「5 選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。」。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として3ページから7ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、8ページから16ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させて頂いたところです。採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

それでは、次にさくら草特別支援学校長から、説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

お手元の資料1の18ページを御覧ください。

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和5年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知（令和4年6月10日付）を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させて頂いた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知（令和4年6月10日付）に基づき、慎重な選定作業を進めました。

「1 特別支援学校学習指導要領及びさいたま市特別支援学校教育課程編成要領の趣旨を踏まえていること。」、「2 本校の学校教育目標「夢と希望をもち、自らの力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。」、「3 市教育委員会通知「令和5年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書、及び文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定

すること。」、「4 高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」、「5 選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。」。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として19ページから23ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、24ページから35ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させて頂いたところで、採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

それでは、委員の皆様、御意見や御質問はありますか。

大谷委員

2点程、御質問をさせていただきます。

まず一つ目は、それぞれの学校の実態、実情を踏まえてお二人の校長先生が選定委員長として教科書を選定してくださったと思うのですが、この子ども達のためにはこの教科書を選んだというような、選定委員長としての思いを、具体的に教科書を紹介いただき教えたいただきたい。

次に、これは私の考え方でもあるのですが、教育というのは子どもの変容というものを評価するという一面があると思うのですが、先日、学校訪問させていただいて先生方の所作と笑顔、先生と子ども達の交流に感銘というか、非常に素晴らしいものを感じました。

そうした中で、児童生徒の変容という観点でお話をいただければと思います。

ひまわり特別支援
学校長

大谷委員の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

教科書を2点、御紹介させていただきたいと思います。1点目は、資料1の3ページとなります。小学部の算数となりますが、「デコボコえほん かずをかぞえよう！」でございます。こちらにつきましては、1から10までの数字がデコボコしていて触覚で、また、色で分かるというように、様々な感覚で子ども達にしっかりと数を理解してもらいたいという願いを込めて選定しております。続いて、2点目は7ページ、来年度新設予定の知的障害教育部門高等部の職業という科目の「ひとりだちするための進路指導」という図書を、教科用図書として選定しております。この図書は、自分に合った進路決定を考えていく上で、自己理解から始まり、実習中の生活や卒業後の余暇まで包括的な内容となっております。また、イラスト入りで分かり易く、イ

メージも湧きやすく、他の教科とも結びつけながら総合的に職業と進路を考えるのに使用し、子ども達の将来の自立に向けて生徒が主体的に取り組めるようにという思いを込めまして選定いたしました。

続きまして、2点目の御質問ですが、子ども達の変容につきましては、本校の児童生徒は知的障害と肢体不自由の両方がある子ども達でございます。なかなか上手に言葉で物事を伝えることができない状況もございますが、私たち教員が毎日関わっておりますと、目の動きやわずかな指先の動きで「はい」なのか「いいえ」なのか、「こっち」なのか「あっち」なのかを表現します。このことを教員は確実に見取り、この変容を評価につなげているところです。また、近年ではICTの活用により、便利なスイッチがございまして、わずかな力に反応し、音声となって出てくるものもございまして、こういったものを活用し、意思表示が困難な子ども達の意味表示も、確実に見取り、評価につなげているところでございます。

さくら草特別支援
学校長

御質問の一つ目でございますが、本校では、「単行本 さわってあそぼうふわふわあひる」でございます。こちらは小学1年生の算数、小学3年生の図画工作で選ばせていただいております。算数では、視覚だけでなく手触りで三角や四角等の図形を感触で把握し、実体験をして学んでいくことができる図書でございます。図画工作においては、素材感を感じながら、感触を楽しみながら学んでいけるものと考え、選ばせていただいております。もう1点は、小学1年生の生活で選びました「あかちゃんのアソビえほん(1) ごあいさつあそび」でございます。こちらは、ページを捲りながら、ありがとうやこんにちはといった基本的なあいさつの言葉の仕掛け絵本となっており、この仕掛け自体が子どもにとって操作がしやすく、何度も手に取り、繰り返し楽しく学べるというものになっております。

次に、子どもの変容についてとなりますが、やはり目で追うことができる、手や指、体全体を使って表現をする、また何度も繰り返すことで最初は反応は見られなかったことが、2回目3回目が変わっていくことを見取りながら評価をしております。

武田委員

選定いただいたものを見渡しますと、私の子どもにも使ったというようなクラシックなものから最近のものまで大変親しみを覚えるところではあります。近年は、学術書の出版は冬の時代でありまして、児童書に関していえば、どのような状況かはわかりませんが、電子書籍の普及もあり、紙での新刊書が出にくい状況でもあります。

このように選定していただくにあたっては、多くのお子さんに対応をしていくため新刊で使えるものがあることは選択肢が広がっていく

こととなり大切なことだと思っておりますが、現場におられての新刊の状況について率直な感想をお聞きしたいと思います。

ひまわり特別支援
学校長

絵本の新刊につきましては、酷く出版が減少しているような話はあまり耳には入ってきておりません。学校においても毎年いくつかの絵本を学校図書館に入れておりますので、そのような新しいものをみんなの研究し、これは学校で取り入れていこう学校で使っていこう、とやっております。また、クラシックな絵本につきましては、やはりよくできておりますので、そのようなものを加味しますと現状として今すぐ困っている状況にはありません。

武田委員

ありがとうございます。そのようにお聞きして安堵したところでございますが、新しく今回採用したものがありませんでしたらお教えいただきたいと思っております。

ひまわり特別支援
学校長

今年度もいくつか新規のものがございます。まず、小学部では、英語の「ABCえほん」となります。中学部の理科「ほんとのおおきさ動物園」もこれまでの野菜という視点より、より分かり易い身近な存在である動物に視点を変えようと、新しいものにしたところでございます。

さくら草特別支援
学校長

本校においては、小学部の国語「エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし」、こちらは子ども達にも馴染みのキャラクターでありますし新規に採用をしております。

野上委員

教科書もデジタル化が進み、教科書の中にはQRコードもありますが、デジタル化の流れにはどのように対応をしているのか。タブレットは全児童生徒が使用しているのかお教えてください。

ひまわり特別支援
学校長

タブレットの使用状況については、全児童生徒が使用をしております。採択をする絵本については、現在のところデジタル版が出てきておりませんが、CD付きというものはありますのでそのようなものは積極的に選定しているところでございます。しかしながら、ICTの中で、写真やわかりやすい画といったものは、非常に子どもの理解を促していくものでありますので、教員達が写真やイラストを用いて教材を自作しますので、そのような中ではデジタルというものは大変効果のあるものだと考えております。

野上委員

QRコード付きの絵本の取扱いはどうでしょうか。

ひまわり特別支援学校長 QRコード付きの絵本といったものが、まだ多く出回っているわけではございませんが、QRコードが付いているものにつきましては、読み取る機材もありますので、活用することで更に授業を発展させることができると考えております。

細田教育長 他に何かありますか。
 よろしいでしょうか。それでは、議案第44号につきましては、原案のとおり採択してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第44号は原案のとおり可決されました。
 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。
 また、傍聴の方々に申し上げます。先ほど決まりましたとおりにここからの審議につきましては、非公開となりますので御退室をお願いいたします。

議案第40号 さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

細田教育長 それでは再開します。議案第40号について事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案書は、別冊2の1ページを御覧ください。
 それでは、議案第40号「さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を御説明させていただきます。
 本議案は、定年延長に係る地方公務員法の一部改正を踏まえ、さいたま市教職員定数条例のほか、4条例について、所要の改正を行うものでございます。
 まず、2ページ目の「さいたま市教職員定数条例の一部改正」は、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項がずれたため、規定の整備を行うものでございます。
 次に、2ページ下段から4ページ目までの「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正」は、さいたま市教職員定数条例と同様、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項がずれ、規定の整備を行う部分の他に、現行の再任用短時間勤務教

職員が定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用短時間勤務教職員に変わるため、改正を行うものでございます。

次に、4ページ下段から5ページ目までの「さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正」は、さいたま市教職員定数条例と同様、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項がずれたため、規定の整備を行うものでございます。

教職員人事課からの説明は以上でございます。

教職員給与課長

続きまして、給与関係の改正では、「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正」、「さいたま市教職員退職手当条例の一部改正」がでございます。

別冊2の議案書の5ページから29ページまでをご覧ください。

「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員法の改正に伴い、60歳を超える教職員の給料月額と、管理監督職勤務上限年齢制により降任された教職員の給料月額に関し、特例として措置を講ずるものでございます。

具体的には、当分の間、教職員の給料月額は60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、60歳前の7割水準とし、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた教職員の給料月額を、異動前の給料月額の7割水準とするように改正を行うものでございます。

16ページから29ページまでの別表につきましては、教育職給料表(1)など、職種ごとの給料表でございます。各給料表に規定されていた「再任用教職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務教職員」へ改正を行うものでございます。

次に、30ページから39ページ目までの「さいたま市教職員退職手当条例の一部改正」は、60歳に達した日以後、退職した教職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に、退職手当を算定するよう改正を行うものでございます。

39ページ中段から41ページまでは、各条例に関する経過措置でございます。定年を段階的に引き上げる期間中、65歳まで現行の再任用制度と同様の仕組みとして暫定再任用教職員の制度を規定したものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。当該議案は市長部局と同様、9月議会に上程となり、議会で審議されるものでございます。当初は、市長部局の議案と合わせて先議を予定しておりましたが、総務局内での調整の結果、定年引上げ関連の議案については、市長部局と同様、先議ではなく、通常通りの審議スケジュールとなりました。

施行期日につきましては、令和5年4月1日等でございます。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いたします。

大谷委員 文言の意味がよくわからないところがありますので、定年前再任用短時間勤務教職員とはどのようなものか、簡単に御説明をお願いします。

教職員人事課長 定年前再任用短時間勤務というものにつきましては、60歳以降、定年前に退職した方を定年までの間、再任用短時間勤務として任用するものでございます。具体的に申しますと、定年引上げにより、その方の定年が仮に63歳となる場合に、60歳以降で退職した方を63歳までの間、短時間勤務で任用するものです。

大谷委員 短時間勤務とは、週あたりどの程度の勤務時間を言うのか。

教職員人事課長 たとえば2分の1、又は5分の2、5分の3、5分の4を想定しております。

細田教育長 定年延長が年次進行となりますので、定年前に退職して再任用短時間勤務となる方と、定年後に退職して再任用になる方がいます。このように経過措置期間中は、複雑な状況にあります。

他に何かありますか。

それでは、議案第40号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 さいたま市学校結核対策委員会委員の任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第42号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

報告第8号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第45号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

報告第9号 全国学力・学習状況調査結果について

細田教育長 それでは再開します。報告第9号について事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 報告第9号「全国学力・学習状況調査結果について」を御説明させていただきます。

報告第9号につきましては、令和4年度全国学力・学習状況調査における、さいたま市の調査結果の概要について御報告いたします。

なお、表紙に記載のとおり、こちらの調査結果は、7月28日木曜日、17時に報道解禁となり、それまでは非公開となっております。

では、本市の調査結果の概要について、資料をもとに御報告いたします。

はじめに「教科に関する調査」について御説明いたします。

1ページ「資料1」を御覧ください。さいたま市は、小・中学校ともに、教科に関する全ての調査において、全国の平均正答率を2.7～5.6ポイント上回っております。

2ページ「資料2-①」を御覧ください。こちらの資料は、小学校における平均正答率の推移を示したものです。令和2年度につきましては、調査を実施しなかったことからハイフンで示しております。また、理科の調査は3年ぶりの実施となっており、過去に調査された平成30年度、27年度の結果と合わせて3回分の平均正答率を記載しております。

3ページの「資料2-②」は中学校の平均正答率の推移となります。小・中の平均正答率の推移からも本市の児童生徒は、おおむね学習指導要領で求められている資質能力が身に付いていると言え、調査問題の正答率という側面からは良好な状況にあると考えられます。

4ページ資料3を御覧ください。本年度の調査では、生活習慣や学習環境等に関する質問が、小学校、中学校ともに69項目ございました。例年は、文部科学省から教育委員会へのデータ提供から、教育委員会会議まで日数があり、市の教育施策と関連が深いなどの視点から、本会議におきまして、全27項目の調査結果をお示ししておりますが、今年度は、文部科学省からの提供が本日午前9時であり、集計の都合上3項目を抜粋し、調査結果を示しております。

なお、残りの項目につきましては、改めて委員の皆様方にお届けいたします。

結果でございますが、将来に関する意識の質問項目である「将来の夢や目標をもっている。」という質問や、自尊感情に関する質問項目である、「自分には、よいところがあると思う。」や学校生活に関する質問項目である「学校に行くのは楽しいと思う。」などで、小・中学校ともに、全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなっております。特に、「自分には、よいところがあると思う。」という質問項目では、小学校において昨年度に比べ全国平均との差が、若干縮まっておりますが、全国の肯定的な回答の割合を大きく上回っており、本市の児童生徒の自己肯定感の高さがみられます。今後は、各学校において調査結果の分析が十分になされ、授業改善や学力向上策等へ確実に反映されるよう「学力向上カウンセリング学校訪問」や「学力向上ポートフォリオ（学校版）」をとおして、各学校の更なる学力向上策の支援、指導を行ってまいります。

令和4年度全国学力・学習状況調査のさいたま市の結果の概要についての報告は以上でございます。

細田教育長 何か御質問などはありますか。

石田委員 中学生の数学と理科の成績が全国的に下がっておりますが、この要因というものは問題が難しかったのか、それとも他の理由があるのでしょうか。

教育研究所長 国全体の傾向で、理科の結果が振るわなかったということがございます。例えば、これは問題の文量が多く、読解に時間が掛かってしまったのではないかと思われませんが、これについては国においても分析を進めているところであるようでございます。

細田教育長 問題を理解するにもやや難しく、傾向も変わったということで難化したと思います。

今年からは、子ども達が自己採点をし、その内容を分析し、フィードバックすることを始めましたが、理科については心配な点もありましたので、全国平均を上回る結果で安堵したところでございます。

大谷委員 全体的によい結果であったと思います。教育研究所をはじめ、指導1課においてポートフォリオ、カウンセリング訪問、指導主事訪問をよくやっていただいている、その成果でもあると思います。また、先程教育長よりお話がありましたが、振り返りについては素晴らしい取組だと思っておりますので、今後更に高みを目指して、この取組に磨きをかけていただければと思います。

教育研究所長 今年度より始めさせていただきました振り返りでございますが、時期が遅かった点もございまして、来年度に向けては更に時期を早め、授業改善に結びつくように考えていきたいと思っております。

野上委員 学校間での差、学校内での差というものに対して指導を要するような学校、教員はあるのでしょうか。

教育研究所長 御指摘のとおり学校間、教師間で差があることも事実ではございますが、この差が教師の指導にあるものか、また別の要因なのかは様々な場合がございます。いずれにいたしましても、子ども達の学力を向上させるという面においては、教師により違うというのは許されないことでありますので、今後も指導力の向上に努めてまいりたいと思います。

細田教育長 他に何かございますか。それでは、この件は終了とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 2 時 2 8 分